

資産運用業を取り巻く税制 に関する論点

January 2022

Strictly private and confidential



Contents

資産運用に関する課税上のポイント	3
1 資産運用業に関する税制上の検討事項	4
運用会社と起業家に対する課税	6
1 法人税	7
2 消費税	9
3 個人所得税	10
ファンド組成の課税上の問題	11
1 ファンド組成に関する税制上の検討事項	12
2 ファンドのさまざまな形態	13
3 ファンドを通じた直接投資または出資	14
4 PE認定と独立代理人ルール	15
5 PE認定およびPE所得免除	16
2021年度税制改正	17
1 キャリード・インタレスト	18
2 運用会社の役員報酬の損金算入	19
3 外国人の相続税および贈与税の軽減	20

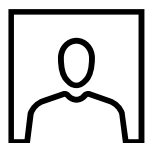
資産運用に関する課税上のポイント

資産運用業に関する税制上の検討事項

投資家への投資助言・投資一任

起業家への課税

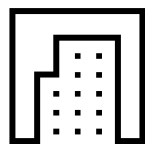
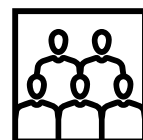
起業家



運用会社

運用会社への課税

投資家



資産運用

投資家への税務上の課題

- ・ 投資所得の位置づけ
- ・ 所得分類、税率、納税方法

検討ポイント

- ・ アドバイスの内容
- ・ 投資家との関係
⇒ 恒久的施設(PE)問題

運用会社への課税

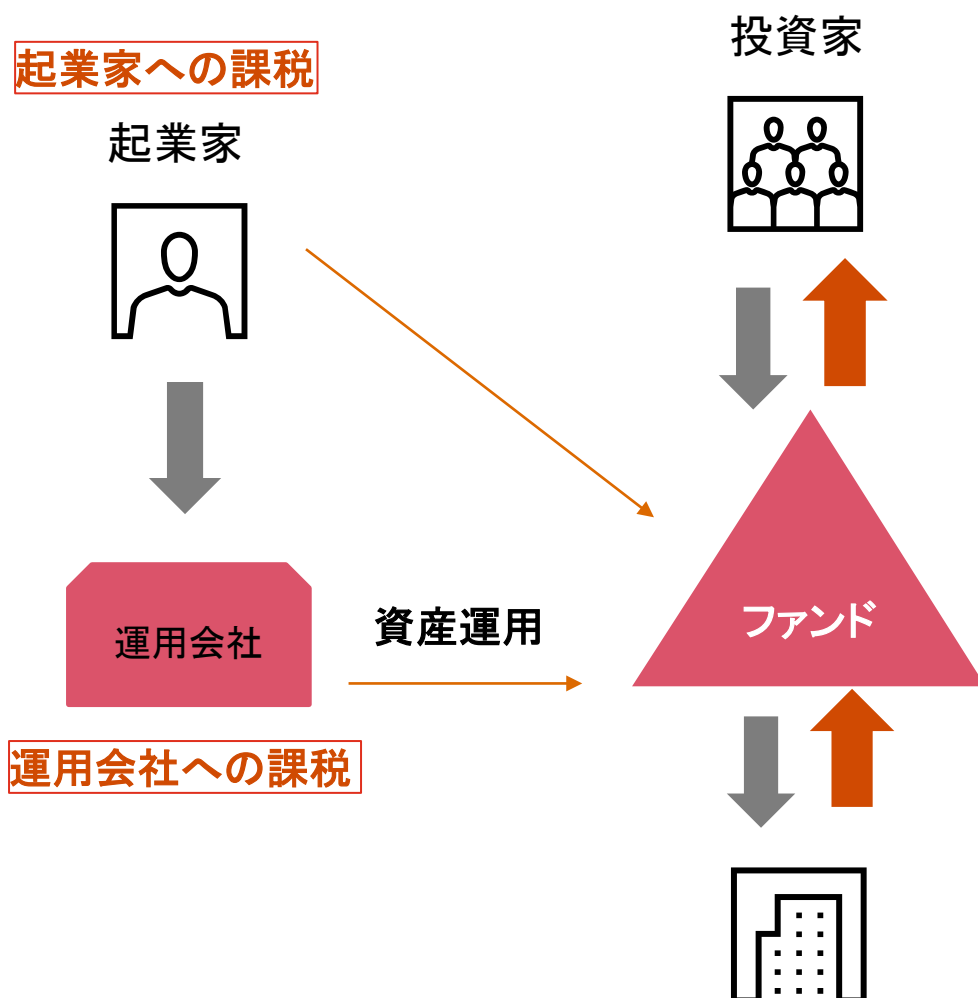
- ・ 法人税
- ・ 消費税

起業家への課税

- ・ 所得税
- ・ 消費税

資産運用業に関する税制上の検討事項(続き)

ファンドを組成する場合



投資家への税務上の課題

- 投資所得の位置づけ
- 所得分類、税率、納税方法

⇒ファンドを通じることで変わるか？

さまざまなファンド形態

- ファンドに課税がされるか
- ファンドの分配金に源泉税が課されるか

運用会社と起業家に対する課税

法人税

概要:

- 実効税率: 30.62~34.59% (東京都)
- 原則として、税務上の収益の額、費用等の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理(JGAAP)の基準に従って計算される。
- 一定の費用は損金不算入 — 株主への支払配当は損金不算入
- OECD承認アプローチ(「AOA」)を採用

損金不算入とされる主な項目

役員報酬損金不算入

- 役員に対して支給する給与が、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれかに該当しなければ、損金算入することができない。

交際費・寄付金

- 中小法人には特例あり

・過大支払利子税制・過小資本税制

- 一定の支払利子を損金不算入とする

消費税

概要:

- 納税義務者: 基準期間における課税売上高(1,000万円)を超える事業者
- 課税対象: 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等および外国貨物の引取り
- 消費税計算: 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算

主な項目

資産の譲渡等

- 事業として有償で行われる商品や製品などの販売、資産の貸付けおよびサービスの提供

非課税取引、免税取引、不課税取引

- 消費税が課されない理由により、課税売上割合計算に影響あり。

・免税点

- 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者

個人所得税

10の所得区分*

事業所得・給与所得など

- 他の所得と総合した課税所得について(最高税率約56%までの)累進課税

配当所得

- 上場株式約20%
- 非上場株式:(最高税率約56%までの)累進課税

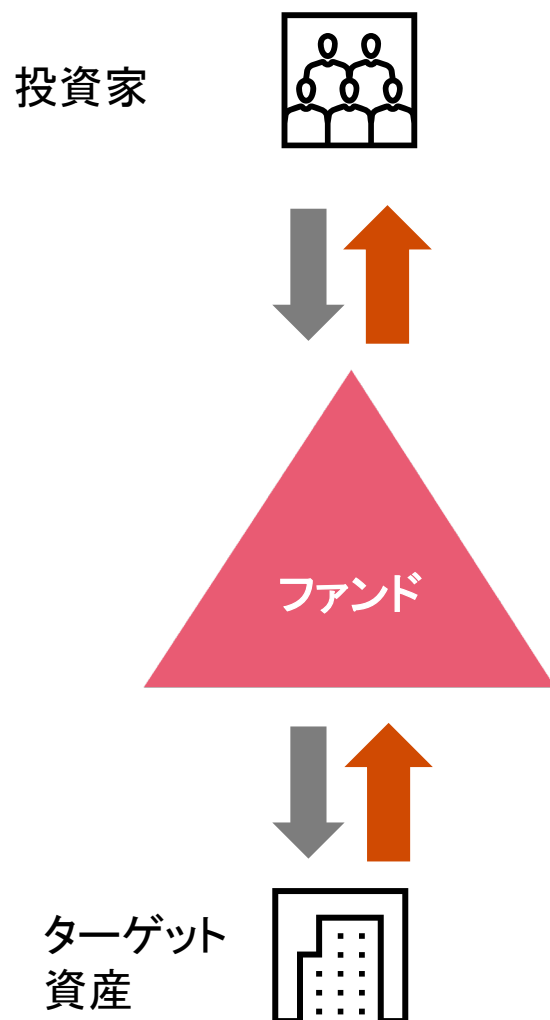
株式等の譲渡益課税

- 約20%(所得税15%+住民税5%または所得税20%)

* 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得

ファンド組成の課税上の論点

ファンド組成に関する税制上の検討事項



投資家への税務上の課題

- 所得認識タイミング
- 所得区分
- 税額控除
- 租税条約

さまざまなファンド形態

- 分配時課税かパススルーか

ファンドで認識される収益

- 投資対象国で課税がされるか
- 納税義務者は
- 課税方法は

ファンドのさまざまな形態

日本のファンド

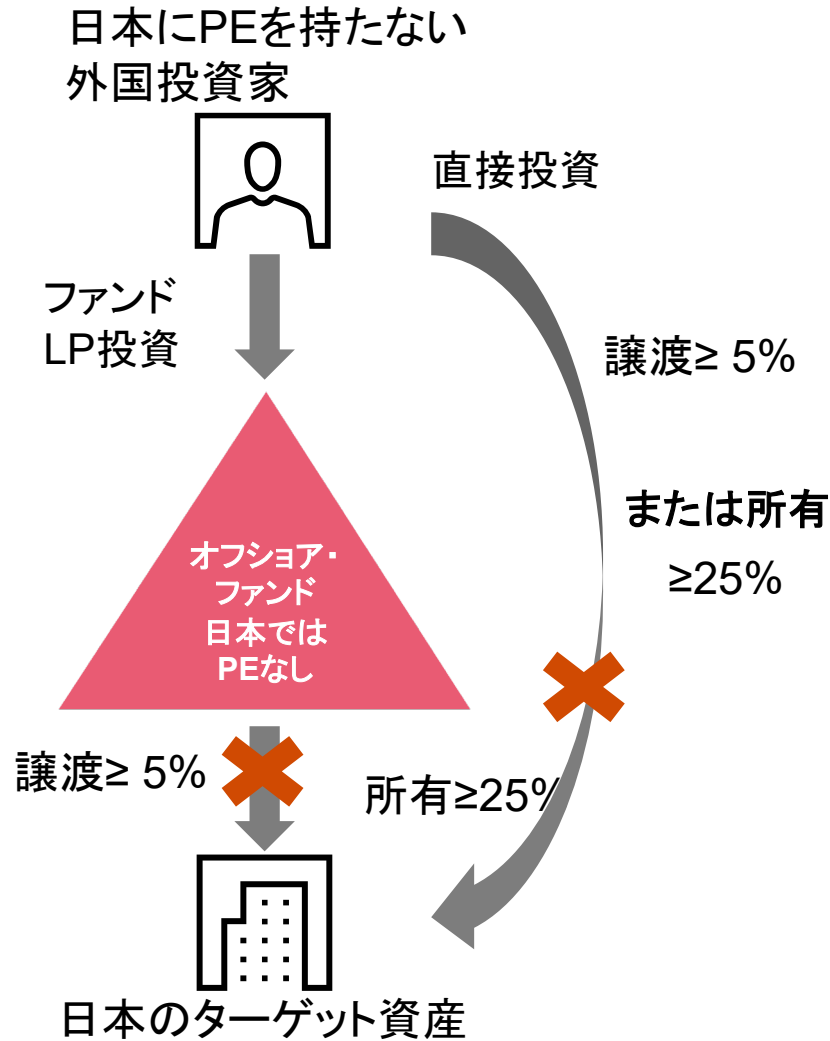
- 任意組合、投資事業有限責任組合(IBLP)、有限責任事業組合(LLP)
- 匿名組合
- 信託 - 投資信託等
- 法人 - 投資法人(REIT)、特定目的会社(TMK)

外国ファンド

- パートナーシップ
- 契約型ファンド(ユニット・トラスト、FCP)
- 会社型ファンド(LLC等)

日本の税務上の観点からの
外国ファンド分類は？

直接投資vsファンドを通じた投資



特殊関連株主：
パートナーシップの
他パートナーを含む

法人の場合は譲渡益について
25.59%で課税される

(25/5 免除規定または租税条
約による適用の可能性あり)

PE認定と独立代理人ルール

アセットマネジメント業界に関連する恒久的施設(PE)

直接PE

代理人PE

直接(支店)PE: 国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所

代理人PE: 本人に代わって一定の役割を行う者

契約締結代理人等

外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定める者

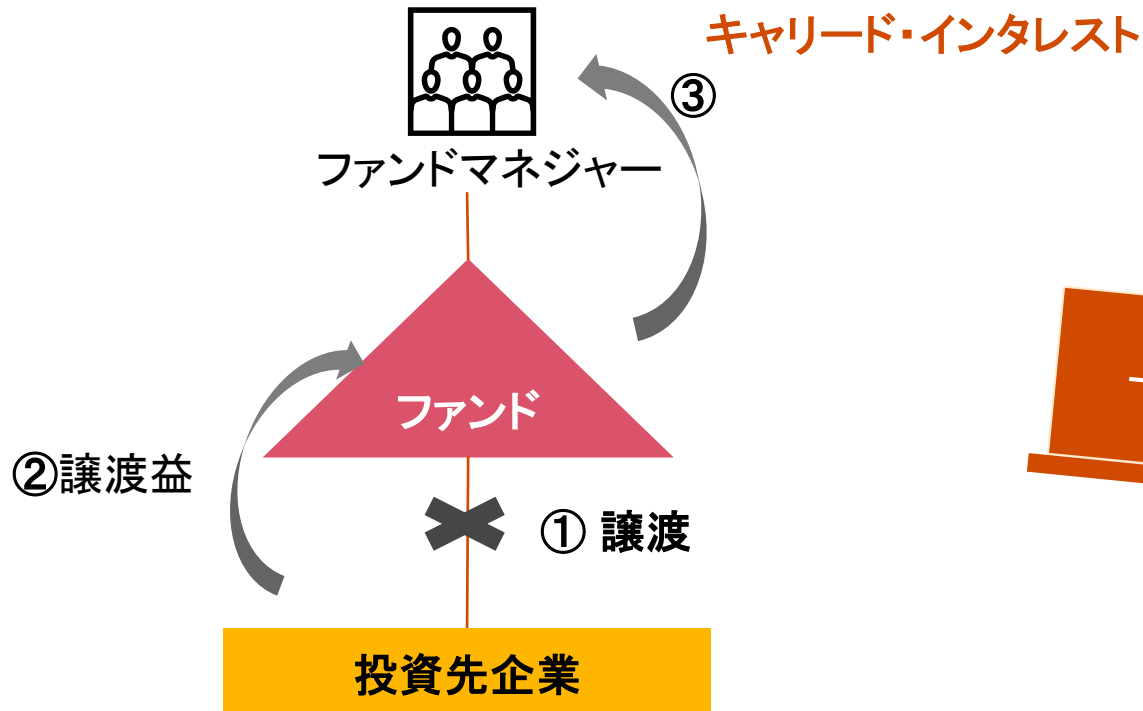
独立代理人ルール

- 独立代理人 = (i) 独立性 (ii) 通常業務性がある場合 (ただし、専らまたは主として一または二以上の自己と特殊の関係にある者に代わって行動する者は除外)
- DIMの認可をうけているアセットマネジャーについては、運用形態により、金融庁から出されている独立代理人ガイダンスの適用可能性

国際金融センターにかかる税制措置(2021年度 税制改正)

キャリード・インタレスト

金融庁の公表文(+ケーススタディ)
+チェックシート&計算書



構成員課税の対象となるキャリード・インタレストの判定基準と構成員課税のための要件を具備した一般的な事例における考え方の整理を公表

運用会社の役員報酬の損金算入

2021 税制改正

2021年税制改正前

役員の業績連動給与
賞与など→原則、損金算入不可

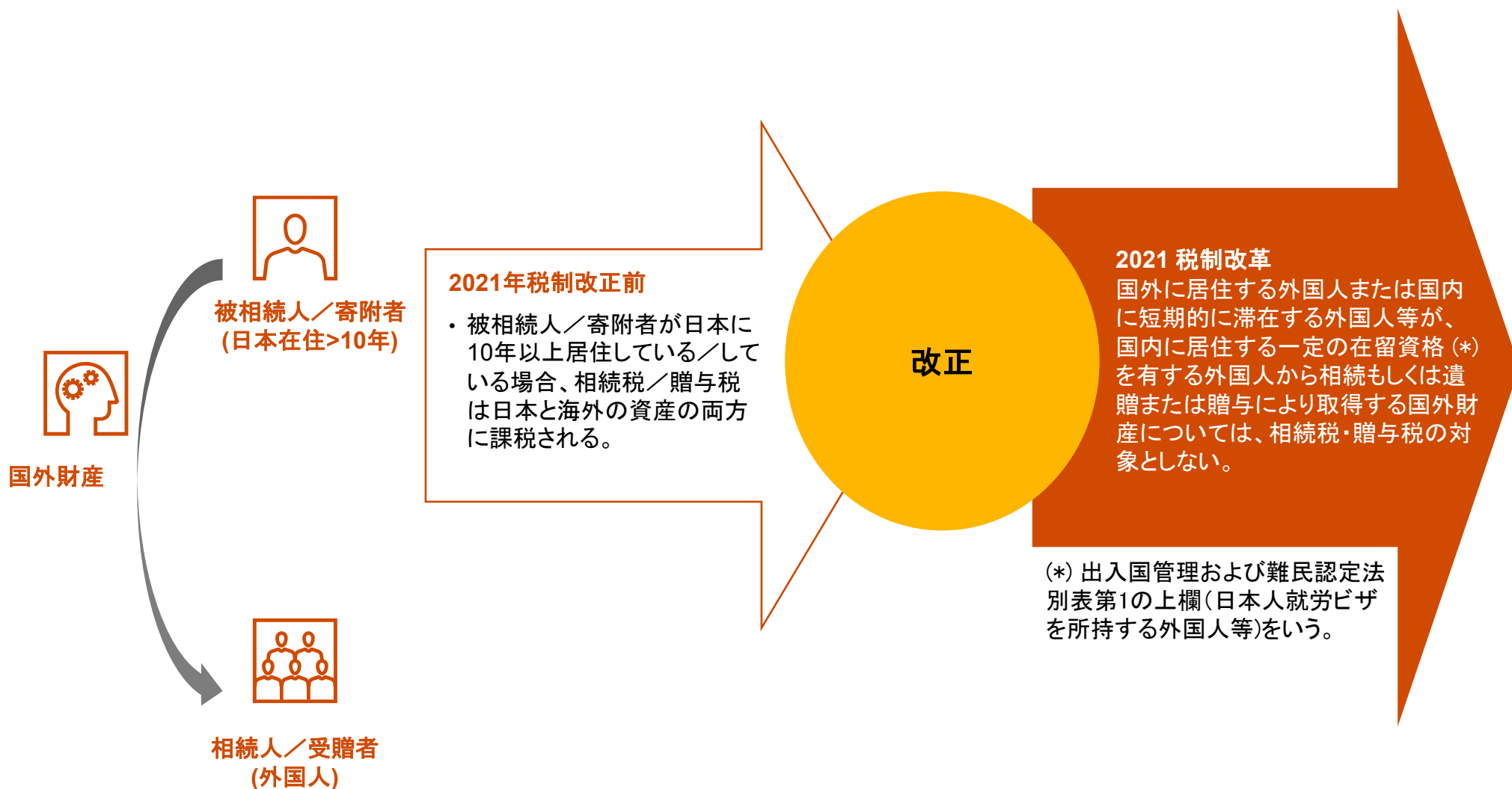
一定の例外あり→業績連動給与の算定方法の内容が、有価証券報告書に記載
されていること等により開示されていること要件とし、損金算入

非上場資産運用会社は、有価証券報告書の提出義務がないため、例外(損金算
入)の適用を受けられない

以下の条件を満たす場合には、特定の非上場
資産運用会社に特例(損金算入)が適用される。

1. 業績連動給与の算定方法は、ファンド契約
書契約等に記載されているものまたは投資
家の組合員の間で承認されている
2. 業績連動給与の算定方法について金融商
品取引法の事業報告書で金融庁長官によ
りインターネットに公表されている
3. 業績連動給与は、その運用財産の運用とし
て行った取引により生ずる利益に関する指
標を基礎とした客観的なものであること

外国人の相続税および贈与税の軽減



Thank you

Contact

PwC税理士法人

鬼頭 朱実

公認会計士 税理士 パートナー
E-mail: akemi.kitou@pwc.com

本プレゼンテーションは、PwC Tax Japanにより作成されたものであり、一般的な情報目的のためだけに作成されたものであり、専門的アドバイザーとのコンサルテーションの代わりとして使用すべきものではなく、PwC Tax Japanとの契約書に基づいて正式に契約され、クライアントの特定および独自の状況に適用される場合を除き、依頼されるものではありません。本プレゼンテーションでは、一般的な用語で一般的な税法、規則および慣行の下で、当社が最も適切と考える市場慣行および処理について述べています。本文書の問題に関して、日本またはその他の税務当局(税務当局)から要請または入手されたことはありません。税務当局による調査が、表明されたものと同じ回答をもたらすという保証はない。当社は、税法および規則が改正された場合、または当局により法律および規則の新しい解釈が進められた場合、本プレゼンテーションを更新または改訂する責任は負いません。

PwC Tax Japan、そのパートナー、従業員および代理人は、契約によるか不法行為によるかを問わず(過失または法定義務の侵害を含むが、これらに制約されない)、いかなる他方当事者に対しても注意義務または責任を負わず、また負わず、いかなる性質の損失、損害または費用に関しても、いかなる責任も負わないものとする。

© 2022 PwC Tax Japan.無断転載を禁じます。PwCとは、日本国内のPwCネットワーク加盟企業及び/又はその特定子会社を指し、時にはPwCネットワークを指すことがある。そのような会社や子会社はそれぞれ別個の法人である。詳細についてはwww.pwc.com/structureをご覧ください。